



まず確認！！



秘匿？

非開示？

令和5年2月20日から当事者間秘匿制度が施行されています！

▶令和4年12月1日付け事務連絡

民事訴訟法等の一部を改正する法律及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行に伴う人事訴訟手続及び家事事件手続に関する事務処理上の留意点について

▶令和5年1月26日付け事務連絡

新たな秘匿制度を踏まえた秘匿情報の適切な管理について

※Famil☆inの [REDACTED] に掲載されています。

各庁で定められた運用ルール（処理要領等）
についても、確認しておきましょう！

**【POINT】秘匿情報が何かを最もよく知るのは・・・
「当事者自身」です。**

秘匿情報の扱いについて注意喚起した上で、提出書面に
秘匿情報はないかを当事者に確認してもらいましょう！

じゅうよう

